

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和 5 年 3 月 1 日

分任支出負担行為担当官

酒田港湾事務所長 藤原 弘道

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 酒田港湾事務所庁舎清掃業務 (電子調達対象案件)
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 酒田市光ヶ丘5-20-17 酒田港湾事務所
- (5) 電子調達システムの利用
本件は電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。

3. 問合せ先

〒998-0061

山形県酒田市光ヶ丘5-20-17

東北地方整備局 酒田港湾事務所 品質管理課 伊藤

電話番号：0234-33-6312

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
別表のとおり
- (2) 配布場所
 - ① 紙媒体による配布場所 上記3に同じ
 - ② 電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

5. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。

(2) 提出期限

別表のとおり

(3) 提出場所

- ① 紙媒体による提出場所 上記3に同じ
- ② 電子調達システムによる提出場所 上記4.(2)②のURLに同じ

6. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日 時

別表のとおり

(2) 場 所

上記3に同じ

(3) 見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

7. 見積書の記載金額

見積書には、別冊仕様書に記載する業務に要する一切の費用の合計金額を記載すること。なお、履行内容内の品目毎の数量、単価、金額、消費税及び地方消費税額の内訳を記載すること。ただし、電子調達システムによる場合は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載し、契約の相手方に決定した後、速やかに内訳書を提出すること。

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

9. 契約保証金の納付

免 除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否

要

11. その他

- (1) 本件は、令和5年度予算が成立し、予算示達がなされることを前提条件とする案件である。
- (2) 見積合わせの日には、契約の相手方の決定を保留としたうえで契約予定者を決定し、令和5年4月3日（予算成立が令和5年4月4日以降の場合は、予算成立日）に契約の相手方を決定する。
- (3) 契約締結日及び履行期間の始期は、令和5年4月3日とする。ただし、令和5年4月4日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (4) 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (5) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (6) 詳細は、「東北地方整備局酒田港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び仕様書並びに見積依頼書による。

以 上

別 表

見積合わせ手続きに係る期限等

4.(1) 仕様書等の配布期間	令和5年3月1日(水)から令和5年3月14日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで
5.(2) 見積書の提出期限	令和5年3月14日(火) 17時15分(必着)
6.(1) 見積合わせの日時	令和5年3月15日(水) 10時00分